

## 福井藩家中絵図(山内秋郎家文書)を利用して

吉田 健\*

はじめに

1. 藩校明道館と横井小楠客館の位置について
2. 三岡八郎の新屋敷建設について

おわりに

### はじめに

当館に寄贈された「福井藩家中絵図<sup>1)</sup>」(以下「家中絵図」)について、前号で福井藩人事関係記録<sup>2)</sup>(松平文庫)との照合による利用例を紹介したが、ここではその後に試みた若干の照合作業の結果について報告する。

### 1. 藩校明道館と横井小楠客館の位置について

前号では福井藩の藩校明道館の位置について、安政2年(1855)に三ノ丸に開館したあと、文久3年(1863)10月以降に八軒町の元御鷹冷場に移り、翌元治1年(1864)10月までにはさらに足羽河畔木蔵(木倉とも)の元酒井屋敷に、また明治2年(1869)の6月には城内の元北川屋敷に移ったと紹介した(図1参照)。このうち明道館が元治1年に木蔵に移ったという事実から、たとえば「小楠居館も明道館が八軒町にあった頃は何処であったかよく分らぬが、木倉町に移ってからは同館の構内なる河畔に設けられてあって<sup>3)</sup>」というような従来の記述は成り立たないことがわかる。小楠が文久3年8月には熊本に帰ってしまうからで、つまり小楠が足羽川河畔の木蔵に住まいした頃には明道館は三ノ丸を動いておらず、小楠と明道館が連動していたように考えるのは間違いである。では小楠の客館はいつ木蔵に移ったのか、まずこの点を検討する。

前号では以下のことを紹介した。すなわち「家中絵図」に示される木蔵の明道館(写真1)については、「御家中屋敷地絵図<sup>4)</sup>」(以下「家中屋敷図」)では酒井政衛の屋敷で文久3年に御用屋敷となり後明道館となっていること。横井小楠の客館については、安政5年(1858)3月に三ノ丸の明道館付近の渡辺隼太屋敷が御用屋敷となって客館となり、文久1年7月には同じく渡辺隼太に三ノ丸客館への屋敷替えが命じられていること、すなわち横井小楠は安政5年から文久1年まで三ノ丸の客

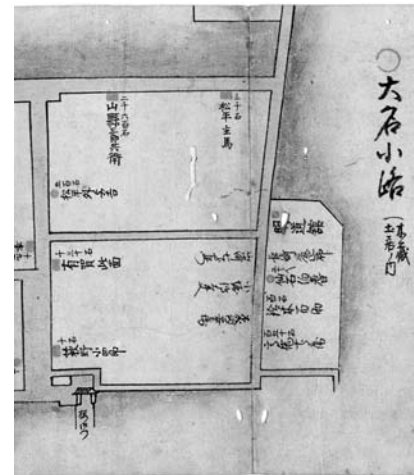
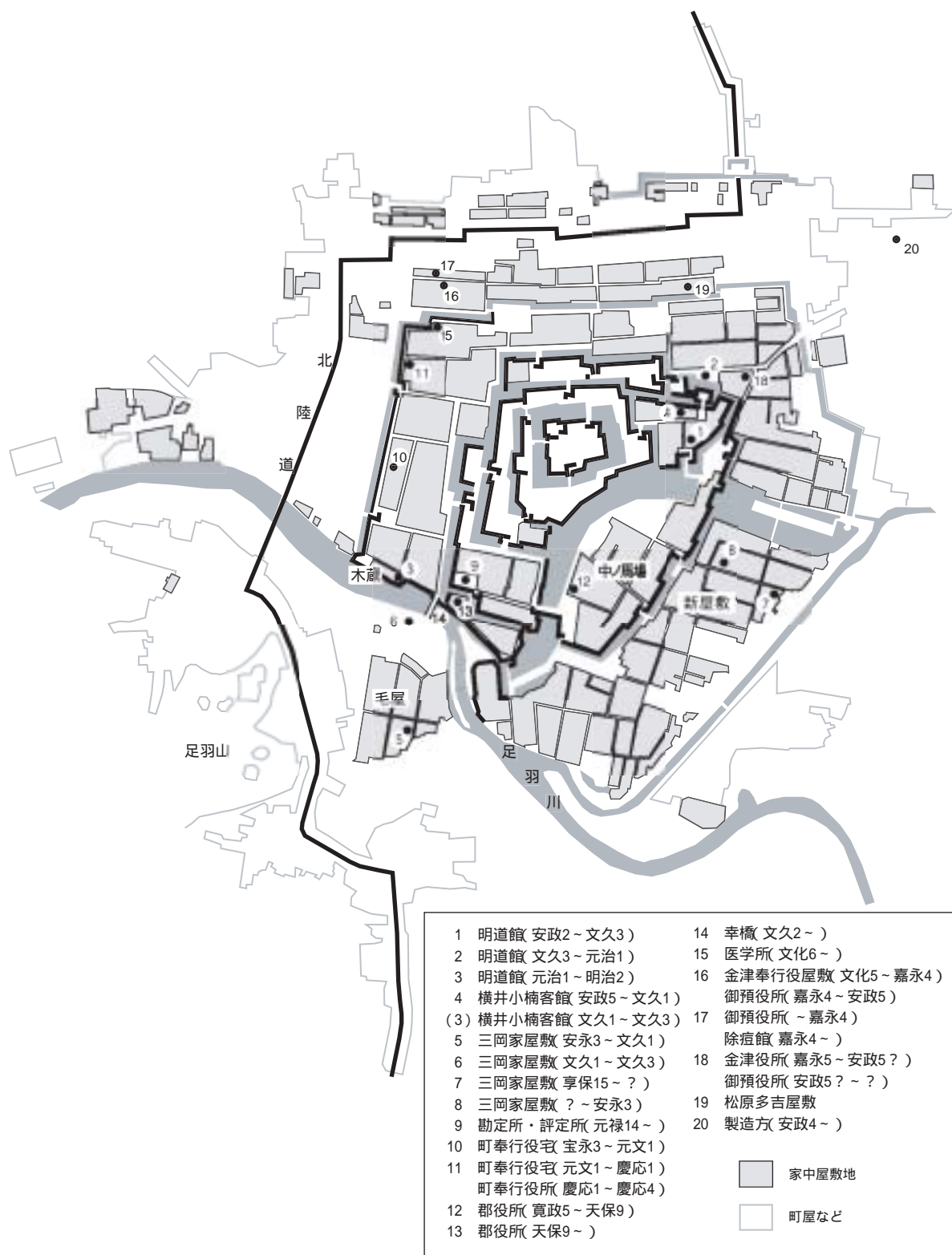


写真1 木蔵の明道館(福井藩家中絵図)

\* 福井県文書館文書専門員



注 各役所は「家中屋敷図」などに記述があるもののみ記載した。位置は「家中絵図」により確認した。

図1 福井城下関係屋敷など位置図

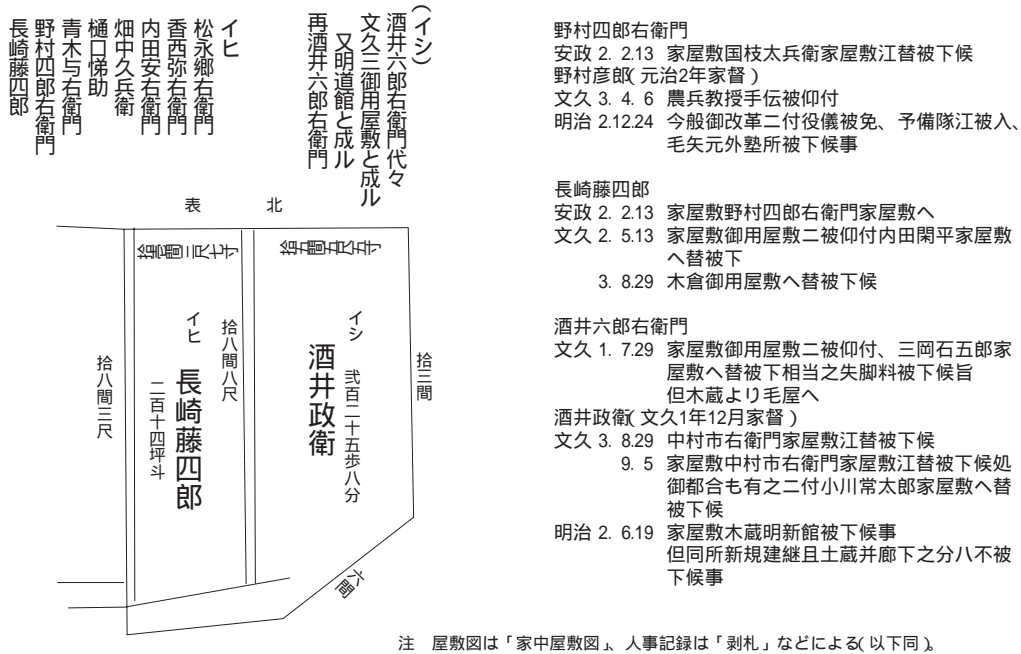


図2 酒井・長崎屋敷図と人事記録

館に居住していたことを紹介した。そこで今回は「家中絵図」に示される木蔵の明道館の元住人酒井家と、その隣の長崎家の人事記録から屋敷替えに関する記事を抽出し、小楠客館移動の痕跡をさぐった( 図2 )。その結果、酒井政衛の屋敷は先代六郎右衛門の時代の文久1( 1861 )年7月にすでに御用屋敷となり、さらに翌同2年5月には隣の長崎屋敷も御用屋敷となっていること、そして、その翌年の同3年8月、小楠が熊本に帰るのに併せて長崎藤四郎が元の屋敷に戻ることが確認される。この時期の小楠の動きをみると、文久1年4月、慶永の招きで江戸に出たあと、10月頃福井に立ち寄って熊本に帰省し、同2年6月福井に向かう途中、慶永の指示で江戸に急行し、12月江戸で土道忘却事件をおこして失脚、福井に送られ、同3年8月熊本に帰っている。この動きは屋敷替と連動しており、小楠が文久1年江戸に出たあと、福井の客館が三ノ丸から木蔵に移され、翌年6月の帰福( 実際は途中から江戸に出る )の際に、隣の長崎屋敷を併せて客館が拡張されたことがわかる。そして小楠退去の際には拡張された分が元の住人長崎藤四郎に返還され、元酒井屋敷のほうは御用屋敷として残された。「家中屋敷図」が酒井政衛の屋敷について文久3年に御用屋敷となり後明道館となったとする記述はこのことを指しており、翌元治1年の少なくとも10月までにはここに明道館が移転してくるのである。

## 2. 三岡八郎の新屋敷建設について

次に注目したいのは、文久1年7月木蔵の屋敷が御用屋敷とされた際、酒井六郎右衛門が三岡石五郎<sup>5)</sup>の家屋敷へ替えられていることである。これは小楠の客館の移動と三岡の屋敷の移動が連動していることを示している。そこで次にこの三岡の屋敷の移動について検討を加えた。三岡の屋敷は「家中絵図」( 写真2 )では毛屋( 毛矢とも )の東南隅( 写真左下 )に示されており、『由利公正伝』など

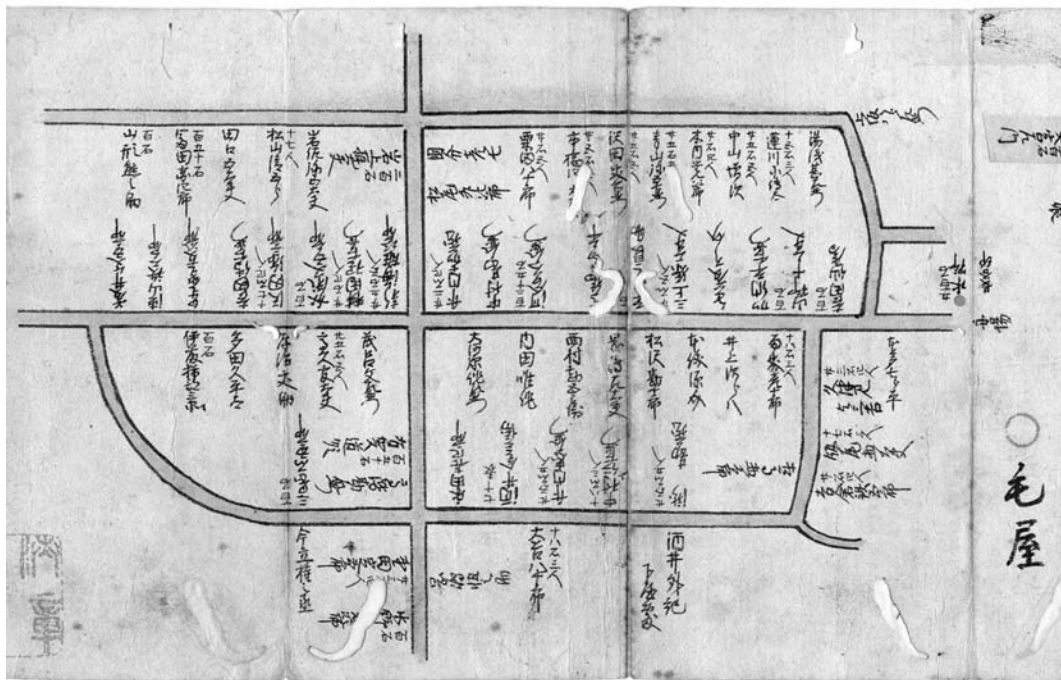


写真2 毛屋(福井藩家中絵図)

により文久1年に足羽川河畔(写真右端)の「長谷部」と記載されている位置に新たに屋敷地を与えられたことが知られている<sup>6)</sup>。そこで三岡家と長谷部家の人事記録と「家中屋敷図」の記述を整理することにした(図3)。

「家中絵図」の三岡家屋敷に該当するところは、「家中屋敷図」では現住者が野村彦郎で歴代の居住者は坂巻十右衛門、引間元泰、岡部八郎太夫、三岡次郎右衛門、酒井政右衛門、三岡友蔵となっている。また「家中転宅考<sup>7)</sup>」によれば、坂巻が最初にこの地に屋敷を与えられたのは享保16年であり、三岡の先祖次郎右衛門がこの地に住居を構えたのは安永3年であることがわかる。ところが三岡家の人事記録では石五郎の祖父が安永3年(1774)に家督を継いでいることは確認できるが、屋敷替えの記録は一切ない。ただ図には載せなかったが、曾祖父に当たる次郎右衛門が、宝暦11年(1761)郡奉行となったあと明和5年(1768)7月「支配下取扱不応思召、其上不宜趣も有之、御城下町筋騒敷節も不参届、不調法二付役儀御取上、大御番組へ被入、遠慮」となっており、八郎の祖父の安永3年の家督相続の記事につながっている。つまり郡奉行であった曾祖父次郎右衛門は、明和5年の一揆が城下を騒がした責任により役取上げのうえ遠慮を申し付けられたのであるが、安政3年処分が充分解除されないままの家督相続となり、屋敷替えが行われたことがわかる。この点、『由利公正伝』などでは、松岡藩家中であった三岡家が、松岡藩の福井藩編入にともない松岡から直接毛屋町に移住した<sup>8)</sup>とされており、さらに先祖について郡奉行などの経歴には触れるものの、明和一揆による処分には一切触れていないことなどを鑑みると、三岡家にとって毛屋町への屋敷替えは負のイメージをともなったものであったといえよう。ちなみに三岡家の屋敷の位置については、「家中屋敷図」と「家中転宅考」を照合し「家中絵図」により特定することができる(図1)。これによれば享保15年に松岡から新屋敷の一番端に移住した三岡家は、その後出世をして役職に就くようになり同じ新屋敷でもより

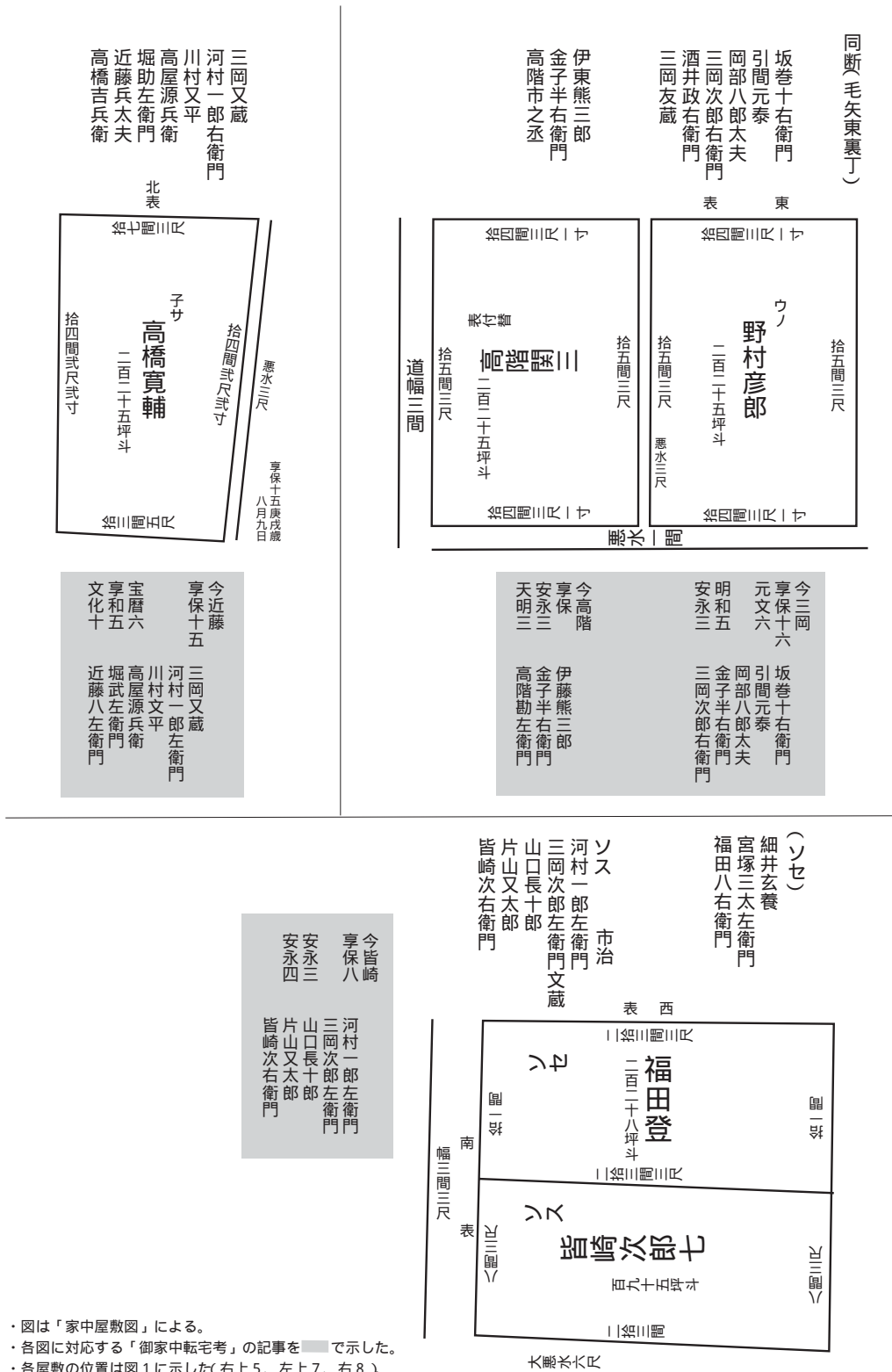


図3 三岡家屋敷( 右上 毛矢町時代、左上 新屋敷町時代、右 新屋敷町時代 )

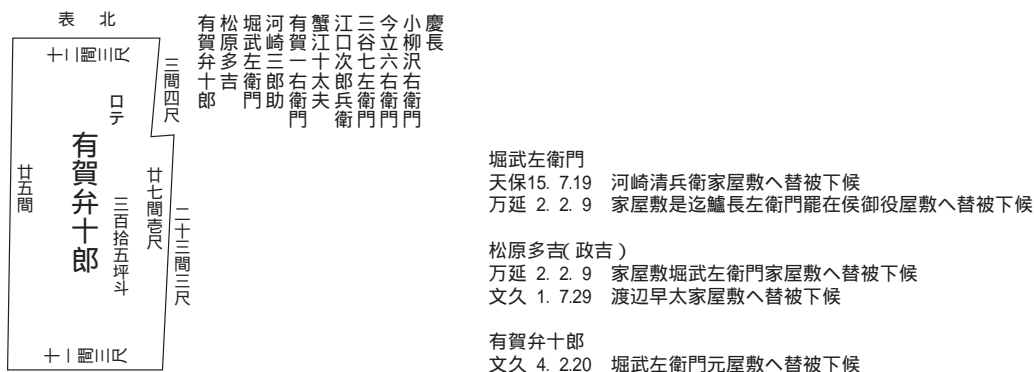


図4 松原・有賀屋敷図と人事記録

本丸に近い部分に屋敷を与えられるのであるが、やがて前述の処分となり、その処分をうけたままでの代替わり相続を期に、毛屋町の端に左遷されてしまったという経緯を読み取ることができる。

三岡八郎は、三岡家にとって多分に不本意なこの毛屋の屋敷に生まれるのであるが、周知のように、安政5年ころから横井小楠の指導をうけて藩財政再建に取り組み大きな成果をあげ、文久1年に御奉行役見習、翌2年には御奉行本役に出世するのであるが、まさにその絶頂期に足羽川河畔に新しい屋敷が与えられるのである。人事記録では、まず文久1年7月29日に一旦「当分松原多吉家屋敷へ替被下」されひと月後の8月25日には「元屋敷相当ノ建物家作料被下置、普請出来之上八当時罷在候家屋敷揚屋敷二被仰付候、但元屋敷長屋勝手次第可致事」とされる。この場合の松原多吉屋敷は城下の北東江戸上町にあり(図4) 当時頭取であった制産方<sup>9)</sup>にも近く、従来より100坪近くも広い屋敷であ

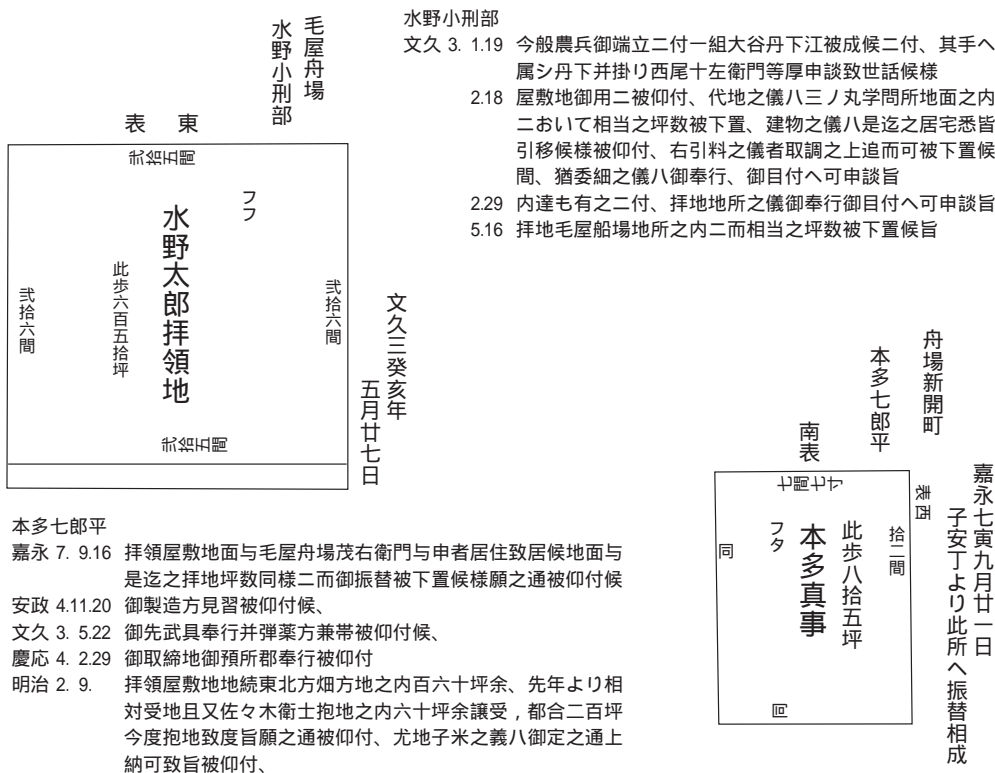
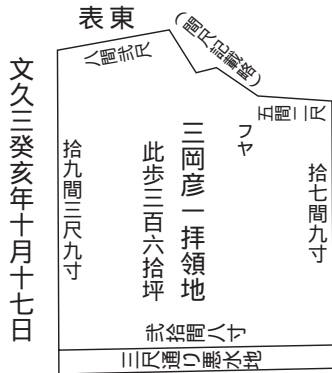


図5 水野・本多屋敷図と人事記録



文久三癸亥年十月十七日

- 三岡八郎  
 文久 1. 3. 3 御奉行役見習御役料五拾石被下置、御水主頭次席二被成下御役人並二被仰付候、且又制産方頭取其俵被仰付銀三拾枚之儀も是迄之通被下置候  
 7.29 家屋敷当分松原多吉家屋敷へ替被下候  
 8.25 家屋敷毛屋船場抱地ノ内御定ノ坪数拝地二被仰付、元屋敷相当ノ建物家作料被下置、普請出来之上八当時罷在候家屋敷揚屋敷二被仰付候、但元屋敷長屋勝手次第可致事、農兵御取調二付係り被仰付候  
 文久 2. 9. 7 御奉行本役被仰付、御役料都合百五拾石被下置候  
 9.23 肥後薩摩へ罷越様被仰付(7.5出帆 / 8.28晩帰着)  
 文久 3. 6.18 近来我意二募り専ら自己之取計より既二人心を害ひ、其上品々御政道二相触候儀共達御聴不届二付、蟄居被仰付、弟友蔵二家督.....屋敷之義八酒井政右衛門家屋敷へ替被下候、今般非常之義二付思召を以於家内一家対面御免、格別之御憐悲を以御咎御免。  
 慶応 2. 6.23 御用有之急々上京被仰付、同日出立、但子弟輩同様.....  
 慶応 3.12.15 思召を以隠居之御取扱二被成下.....  
 17 先般酒井温下屋敷御借被下候处、御合も有之、今度同姓彦一へ旧宅被下候二付、追而可引移候事、

- 三岡友蔵  
 慶応 1. 1.25 .....上を不憚拳動二及ひ重々不届至極二付、侍御削被成長々揚り屋へ被入跡式之儀八.....親類共之内見立相願候様被仰付候  
 三岡彦一  
 慶応 1. 2. 2 親類共願之通友蔵跡式相続被仰付.....  
 明治 2. 7.22 家屋敷之儀、長谷部協罷有候居宅、先年親八郎取建候处二付被下候

- 長谷部協  
 文久 3. 8. 3 長谷部甚平儀勤役中近来別而我意二募り自己之取計等も品々有之御政道二相触候儀共追々達御聴不届二付蟄居被仰付、伯父協へ家督相続.....  
 8.29 家屋敷御用二付三岡八郎家屋敷へ替被下候  
 明治 2. 7.22 居宅三岡彦市江被下候二付元御預所明地へ新規建被下候事  
 8.11 先般元御預役所明地二被下候处毛屋畑方地之内江御定之坪数更二替被下候



注) 明治2年石場畑方検地図『福井市史』所収による

図6 三岡・長谷部屋敷図と人事記録および位置図

るが、これがひと月足らずで変更され、全くの更地が建物の家作料をつけて与えられている。しかも元の屋敷に附属する長屋を勝手にしてよいという優遇措置もついており、この屋敷替えが特別なものであることをうかがわせる。すなわち、三岡八郎が松原屋敷に屋敷替えとなった7月29日には、木蔵の酒井政衛屋敷が小楠の客館となり、このことをうけて、客館の対岸に新たな屋敷の建設が行われたのである。また繰舟で往来をしていた足羽川に、文久2年9月には八郎の建議により新橋（幸橋）も掛けられる。また、評定所（勘定所）郡役所が新橋のすぐ北にあって、小楠の客館と八郎の新屋敷に近く、「制産方頭取其俣」で御奉行役見習となり、「財政再建」に仕事の比重が移っている八郎に都合のよい位置にあることがわかる（**図1**）。さらには屋敷新築後の文久3年5月には水野小刑部が南隣に移ってくるが、これは、中の馬場の水野屋敷が農兵のための訓練場とされたからで、これも「農兵取調係」である八郎との関連を想起させるものである（**図5**）。八郎の新屋敷建設には、彼の強い意志が働いていたように思われる<sup>10)</sup>。もっとも「家中絵図」（**写真2**）にみえる本多七郎平が城下北部の子安町から移って来たのは嘉永7年（1854）であり（**図5**）、八郎の屋敷新築以前にすでにこの地の屋敷地化が始まっていることにも注意が必要で、むしろ八郎がこれに目をつけたとも考えられる。

八郎蟄居後の屋敷などの処分の経緯は、三岡、長谷部の人事記録でたどることができる（**図6**）。それによると三岡家は弟友蔵が継ぎ屋敷は元に戻され、八郎は生まれた屋敷で長い蟄居生活を送る。また三岡家移動後の屋敷は長谷部協に与えられる。協は八郎とともに蟄居処分を受けた長谷部甚平の伯父で、甚平処分後の長谷部家の家督を継いだため、甚平はこの屋敷でこれも長い蟄居生活を送ることになる。八郎は慶応3年末、甚平は翌明治1年9月に新政府の徴士となると、その後の明治2年7月八郎の長男彦一に「先年親八郎取建」の屋敷が、また長谷部協には同じ毛屋畑方に新屋敷地が与えられている。屋敷が長男に与えられたのは彼が隠居の扱いを受けていたからで、実質はこの時点で蟄居処分により失った自分の屋敷を取り戻したのである。このことからこの屋敷に対する彼の特別の想いを感じるのである。

## おわりに

「家中屋敷図」や「剥札」などの福井藩人事記録など松平文庫架蔵の諸資料の紹介のような結果になった。しかし今回の作業が進められたのは、**図1**のように各屋敷の具体的な位置を確定できたからであり、これは「家中絵図」が各藩士のフルネームを記してくれていることに負うところが大きかった。大変使い勝手のよい資料であることを再確認した。多くの方々のご利用を期待したい。

## 注

- 1) 「戊午屋舗絵図（福井藩家中屋舗絵図）」（資料番号X0142-00307、複製本X2697）。前号で仮の資料名「福井藩家中絵図」を使用したので今回もこれを使用した。当館にて複製本閲覧可。
- 2) 「剥札」「士族」「士族略履歴」など。すべて松平文庫（県立図書館保管）。
- 3) 山崎正重『横井小楠』伝記編773頁。
- 4) 「御家中屋敷地絵図」（松平文庫、県立図書館保管）。同館にて写真版閲覧可。家中の屋敷地の見取図に歴代居住者の名が列記されている。作成は嘉永5年。各屋敷地に付された「イロ」などの記号から、絵図とセットで使用されたと思われるが、該当する絵図は見当たらない。
- 5) 三岡八郎の幼名、維新後は由利公正と改名する。ここでは三岡八郎あるいは八郎とした。



- 6) 三岡丈夫『由利公正伝』は「同年(文久1)八月二十五日、毛矢舟場町に宅地を賜ふ、石五郎の出生地を北に距ること約四町、足羽川の南岸に在りて、地味頗る膏腴なり、下ること数歩にして一帯の砂地あり」と記す。
- 7) 「御家中転宅考」(松平文庫、県立図書館保管)。同館にて写真版閲覧可。天保2年作成。家中各屋敷の歴代の居住者を年代を付して列記。越前史料に別系統の写本がある。
- 8) 三岡丈夫『由利公正伝』は「川の南、別に士人の邸宅の一団を為す処あり毛矢町と称す、之を三岡家即ち由利家の旧址の存する処とす」とするのみ。
- 9) 制産方役所の位置は今のところ不明であるが、「家中屋敷図」では、安政4年3月志比口に御製産役所(3217坪)同年4月に御製造方御用地(面積不明)が確保されており、志比口に置かれた可能性は高い。
- 10) 春嶽が江戸へ出発する茂昭に与えた家臣の処分などに関する覚書(伴五十嗣郎『松平春嶽公未公刊書簡』)には、八郎について「万事一己之取斗有之」「甚平与同罪と八乍申、其心術之姦計者甚平方も甚敷候、乍去咎者一所二相成候とも、屋敷替八被仰付候方と存候」などとある。文意がはっきりしない部分もあるが、彼の強引な新屋敷建設が処分の口実とされたことがうかがえる。

